

特別回報

外航組合員各位

電子商取引（ペーパーレス トレーディング）システム – Global Share S.A. edoxOnline platform

本特別回報は、国際P&Iグループ（IG）によるGlobal Share S.A.のedoxOnline電子商取引システム（edoxOnline platform）の承認をご案内するものです。2015年10月27日付特別回報[第15-010号](#)でご案内したとおり、2010年2月まではIG加盟各クラブのルールでは電子商取引システムでの貨物の運送に関する責任について、従来の紙面による取引からは生じなかったであろうものについてはてん補から除外していました。

2010年2月20日以降、IGでは当該電子商取引システムを使用した貨物の運送に関する責任について、IGが承認したシステムに限りこれをてん補対象としています。それ以降、IGは、Electronic Shipping Solutions (ESS)、Bolero International Ltd (Bolero) が運営するシステム (the Rulebook/Operating procedures September 1999)、e-title™ Solutionを承認しており、今般、新たにGlobal Share S.A.のedoxOnlineが承認されたシステムとなりました。

edoxOnline は電子船荷証券の譲渡と裏書を円滑に進める法的設計がなされた電子商取引システムで、紙面での証券発行が不要となります（必要に応じて紙面の証券発行もできます）。これはブロックチェーン技術を活用した最初の承認システムです。詳細については、同社のウェブサイトwww.globalshare.com.ar をご覧ください。

edoxOnline の使用および運用に関する法的文書および使用条件は、e-BL Terms and Conditions (T&C)です。これらの文書はIGによってチェックされ、承認されています。

貨物の運送に関してIG加盟各クラブのルール上てん補除外とされているものについては、ESS、Bolero、e-title™およびedoxOnlineを使用した場合でも、紙面の船荷証券システムを使用した場合と同様にてん補除外となります。たとえば、運送契約に定められた港または場所以外の港または場所での荷揚げに起因する責任、日付を繰り上げまたは繰り下げた電子書類/記録の発行/作成に起因する責任、譲渡可能な電子書類/記録の提示を伴わない貨物の引き渡し、承認された電子商取引システムの場合は、当該取引システム上の規則に従わない貨物の引き渡しに起因する責任がてん補除外となります。

上述の4つのシステムの使用状況を把握するうえで、これらの電子商取引システムを使用された組合員は、システム使用における法律的または実務的な利点や問題点について、ご意見がございましたらご教示ください。

国際P&Iグループの全てのクラブが同様の内容の回章を発行しています。

以上